

第 66 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2021 年 8 月 9 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

* 組合が公式の Twitter を開始しました。

- <目次> 1.大阪大学の非常勤講師の「準委任契約」について国会で質疑 p.1
2.香川大学が無期雇用への転換認める p.2 3.京都産業大学と共同団交 p.2
4.甲南大学と定期交渉 p.3 5.コロナ対応にかかわる授業形態アンケート結果 p.3~4
6.夏季カンパのお願い p.4

6 月 4 日厚生労働委員会での大阪大学「準委任契約」非常勤講師問題、質疑

4 月 8 日付文科省通知「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について(周知)」を受けて、6 月 4 日厚生労働委員会で共産党宮本徹議員が阪大「準委任契約」非常勤講師問題に関して質問されました。文科省通知によると、「直接雇用した教員ではなく請負契約や準委任契約等」の非常勤講師は「学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者」である「大学の職員(教員を含む。)」には該当せず、「したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師(非常勤も含む)として発令することはできない」のですが、阪大非常勤講師は授業担当教員として成績評価もしています。香川大学は「業務委託契約」非常勤講師との労働契約締結を表明しましたが、阪大は沈黙していました。6 月 4 日質疑応答で文科省は、香川大学の件は承知しており、阪大に現在問合せ中で、「仮に不適切な事案が判明すれば、必要な指

導・助言を行ってまいります」と回答しました。7 月 21 日付議員への文科省回答によると、大学からの報告は未だありません。

また、6 月 21 日からの阪大職域接種の対象者の教職員約 11000 人に非常勤講師が含まれるかどうか不明だったため、組合は 6 月 15 日付申入書で対象者に含めることを求め、阪大は 6 月 24 日付回答書で非常勤講師も対象者である旨明言し、25 日に各部局からのメール連絡で非常勤へ職域接種案内が通知されました。その後、組合は 7 月 13 日付回答要求書で非常勤講師への職域接種案内が遅れた経緯と、労働安全衛生法と労災が非常勤に適用されるかどうか回答を求め、大学は 7 月 20 日付で、労働安全衛生法と労災が非常勤にも適用される旨回答しました。学校教育法の「講師(非常勤を含む)」である授業担当教員として成績評価も行い、労働安全衛生法と労災が適用の阪大非常勤講師は労働契約では。(文責 新屋敷)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後(8月は休み) メール:sodan@hijokin.org

香川大学がAさんの無期雇用への 転換を認める!!

前号でお知らせしたように、香川大学は、今年度から従来の業務委託契約を止め直接雇用契約に変更しました。しかし、今年 3 月に業務委託契約で契約を打ち切られた当該の非常勤講師Aさんの今年度以降の雇用継続問題は解決していません。これについて、大学側はAさんに個別的な話し合いで解決したいと言ってきましたが、Aさんは個別で大学側と話し合うと大学側にうまく丸め込まれる危険性があるので組合との話し合いで解決してほしいと要望が組合にありました。

組合は、5 月 17 日に大学に回答要求書を送付し、Aさんは、2020 年度まで形式的には業務委託契約による個人事業者であったが実態的には労働契約法上の労働者に当たるので、A

さんの無期雇用への転換の申し入れを認めること、また今年度以降の具体的なコマ配分を示すよう大学に要求しました。

6 月 4 日に大学から回答があり、Aさんの無期転換の申し入れを受け入れる、また今年度の授業は大学院の集中講義2コマとし、次年度の前期は従来と同じ 2 コマを準備する、後期のコマ数については履修学生の状況を見て判断するとの回答がありました。大学がAさんの無期雇用への転換を認めるなら 2020 年度と同程度のコマを用意するのは当然です。コマ減にするのは労働条件の不利益変更にあたり、本人との合意が必要です。組合としては引き続き事態の成り行きに注視し、問題が起これば交渉を継続していきます。(文責 江尻)

京都産業大学との共同団交報告

1 月 21 日 zoom 共同団交に続き、京都産業大学教職員組合との対面共同団交を 7 月 15 日に行いました。冒頭で団交出席者全員による、4 月 19 日に逝去された教職員組合書記長の中川さつきさんへの 1 分間の黙禱が行われました。今回の要求項目は、(1)大学都合による休講への補講を強制しないこと(2)既に 5 年無期転換を認められた従来からの非常勤講師同様に新規雇用の非常勤講師にも 5 年無期転換を認めること(3)非常勤講師への 1 コマ当り月額 5000 円の遠隔授業手当の支給、専任教員への 1 人当たり 30000 円の一時金の支給でした。(1)に関しては、大学によると「補講が原則だが、対面・オンライン・オンデマンド授業や、代替措置でもかまわない」とのことでしたが、各部局で

の通知内容にズレがあったことが教職員組合から指摘されました。(2)に関しては、非常勤講師への任期法の「労働契約法の特例」の適用を外し新規雇用の非常勤の 5 年無期転換を、5 年目になる 2022 年 4 月 1 日から告知して 2022 年度終了後に認める方向であり、2021 年度に決めるとの回答でした。既に 5 年無期転換になった非常勤の数は 340 名中 165 名で、2021 年度は、60 名が 5 年を超える、とのことでした。

一方(3)の遠隔授業手当は、1 月 21 日団交同様に非常勤講師への 1 日 1000 円の出講手当、一時金は財政難を理由に大学は拒否しました。遠隔授業による教員の労働量の増加の認識はあると言いながら、冷淡な態度に終始しました。

(文責 新屋敷)

甲南大学と定期交渉報告

8月5日に甲南大学との定期交渉をおこないました。以下がその結果です。

- ① コロナ関連の要求。授業形態について、現在は150名以下のクラスは原則対面で行っているが語学などは教室の関係でWEB授業と対面のローテーションを組んで実施している。大学は、対面授業は強制せず相談に応じる、コロナによる過重労働に対する手当などは今後、検討すると回答。
- ② 賃上げ要求について。現在の賃金の4ランク制については、今後、1本化を含め検討する。
- ③ 中級第2外国語科目で、受講生が3人未

満のクラスの担当者が次年度、減ゴマになる問題。大学は中級クラスの受講生が減るとクラス数を減らさざるを得ない、それを専任教員だけで調整するのは難しい、何らかのルールをつくって減らさざるをえないと回答。組合は、中級クラスを担当している人は自分が希望して担当しているわけではない、中級担当者がこのルールで減ゴマになるのは理不尽、このルールを使って機械的に減ゴマすることがないように初級クラスを含め対応すべきと追及しました。大学は、専任教員がこのルールを使って恣意的に減ゴマにすることはないと回答しました。(文責 江尻)

コロナ対応に係わる授業形態アンケートへの回答

毎年、労働条件アンケートに回答してくれる25大学(国公立)宛に、下記の質問を送付しました(5月中旬)。

- ① オンライン授業による労働量増加に対する手当の有無
- ② 前期定期試験の形態
- ③ 現在の授業形態
- ④ 今後、授業形態が変更されるとすればその基準はなにか
- ⑤ 原則対面授業でもオンラインに変更することは可能か

20大学から回答が来ました。

- ①については、18大学が「予定なし」、摂南・大工大は「検討中」
- ②については、ほとんどの大学が「対面以外で行なう」もしくは「対面を原則とするが、それ以外の形態に変更することも(申請により)可能」
- ③については、ほとんどの大学が「全学での共通基準がある」とし、「原則非対面、例外的に対面」、「対面か非対面かは担当講師の自主的選択に任せる」としていますが、なかには「同一授業において対面とオンライン

を併用」、「原則対面、例学的に非対面」とする大学もありました。また、「教室の広さや受講者数によって対面と非対面を決める」とする大学もありました

- ④については、ほとんどの大学が政府の方針を前提に、「感染症に対する大学独自の活動指針にもとづく」と回答
- ⑤については、20大学が「申請すれば可能」もしくは「相談のうえ可能」と回答しており、「一切不可」はありませんでした。

特に③の回答がさまざまなのですが、回答期限よりかなり早く回答してきた大学と、期限をかなり過ぎてから回答してきた大学でその内容が異なっています。また、「今後のコロナの状況によって変更」と追記している大学も多くありました。

皆さんが後期の授業形態の変更を希望する場合は、積極的に各大学の教務課ないし窓口担当に申し出ることをお勧めします。労働量増

に見合う手当については引き続き組合として交 渉します。

(文責 長澤)

夏季カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

コロナ禍のなかのオンライン授業も1年半も続きました。一部、対面授業もおこなわれていますが、非常勤講師の労働の過重負担は相変わらず続いています。各大学との交渉で、大学は、過重労働は非常勤講師だけでなく専任教員や職員も同じだとしてコロナ手当等は支払わないと回答しています。組合としては引き続き、過重労働に対する賃上げや手当を要求していきます。

組合活動は、現在は執行委員会はZoomでおこなっていますが、交渉は対面で行わざるをえません。困難な中ですが今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願いします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」)

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (-)

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先 (専任教員の方は専任教も)

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)